

大阪千代田短期大学研究費内部監査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、研究費執行における不正行為防止のための内部監査を行うことによって関係者の不正防止の意識向上をはかるために、内部監査委員会（以下 委員会という。）を設置する。

(内部監査委員会)

第2条 学長は、委員会を構成する委員長 1名および委員 1名以上を任命する。

2 委員会が実施する内部監査には、第1項に定める委員のほかに、学長および副学長ないし学科長が陪席することができる。

3 委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 内部監査委員を別途任命できない場合は、倫理委員会委員をもって内部監査委員とすることが出来る。

5 委員会の会議は定期的に行い、監査委員会として必要と認められる事項について協議する。

(内部監査の内容)

第3条 委員会は内部監査において、研究費等に関する諸規定に従い、執行内容およびその手続きが適正に行なわれているかを精査する。この場合、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する検証のほか、資金管理体制の不備の検証も行う。

2 監査対象とする研究の数は、研究資金助成の実施要領により定めがある場合はその定めに従い、特に定めがない場合は、監査委員が協議のうえ決定する。

(内部監査の方法)

第4条 委員会は、原則として全ての試験研究費について精査するが、諸般の事情により全ての項目に関して精査が出来ない場合は、不正が発生しやすい要素を重点的に確認するなお、具体的な要素の抽出対象は、委員会で協議して決定する。

2 委員は、内部監査の実施にあたり、教職員等に対して事実の説明を受け、不明な点等に関し質問し、必要に応じて資料の提供を求めることができる。

3 監査対象となった教職員は、内部監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。

4 研究費の機関管理体制全般を対象として、各種書類の確認や、必要により管理体制に関わる関係者に聞き取り調査を行い、必要に応じ管理体制も検証する。

(開催および監査の時期)

第5条 委員会は、定期監査を年に1回実施する。ただし、研究資金助成の実施要領により特に定めがある場合は、その定めに従う。

2 委員会が必要と認めた場合は、随時に監査を行うことができる。

(監査結果の報告)

第6条 委員会は、監査結果を最高管理責任者、統括管理責任者、倫理委員会に報告し、意見を交換するなどして、有効な管理体制の構築を図るものとする。

2 委員会は、内部監査において不正を発見したときは、速やかに統括管理責任者及び倫理委員会に報告しなければならない。

(事務担当部署)

第7条 委員会の事務は、学術情報課が担当する。

(改 廢)

第8条 この規定の改廢は、大阪千代田短期大学倫理委員会において行う。

附則

この規程は、2016年4月1日に制定し、同日より施行する。

この規程は、2021年4月1日に制定し、同日より施行する。